

登記は司法書士!

〔司法書士法〕

第七十三条

司法書士会に入会している

司法書士又は

司法書士法人でない者(協会は除く。)は、

第三条第一項第一号から第五号までに

規定する業務を**行つてはならない**。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、
※

この限りでない。

第七十八条

第七十三条第一項の規定に

違反した者は、

一年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処する。

※表示登記など
一部の例外が該当します。

「これって違反なの?」と思ったら当会までご相談ください。

広島司法書士会

広島市中区上八丁堀6番69号

TEL.082-221-5345

受付時間/月~金▶9:00~17:30 ※お盆・年末年始・祝祭日を除く

広島司法書士会

検索

<https://www.shiho-hiro.jp/>

後援 広島法務局